

令和6年第2回（6月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の趣旨	資料/担当課
公明党 代表質問 遠藤 智子 議員	1. 子どもたちがいきいきと育つために (3) 子どもたちをSNS犯罪被害から守るための本市小中学校での取組や「コドマモ」アプリの利用推奨について	資料1/ 教育指導室
	6. Lid/APD 聞き取り困難症/聴覚情報処理障がいについて (3) 学校で関わる児童生徒とその保護者を含む全ての方々へ周知と理解、その方法について	資料2/ 教育指導室
とんだばやし未来 代表質問 南齋 哲平 議員	5. 小中一貫教育の更なる推進に向けて (1) 開校から2年を経た「彩和学園」における小中一貫教育の現状と効果、ならびに課題について (2) 他地区における今後の小中一貫教育の取組予定について (3) 今後市内全小中学校において小中一貫教育を実施すると想定した場合、現在把握できている解消すべき課題について (4) 市内すべての子供に対し公平性のある教育の場を行政が率先して確立していくことについて	資料3/ 教育指導室
自民・笑顔の会 代表質問 南方 泉 議員	2. 金剛中央公園のリニューアル整備について (5) 代替場所を含めた本市スポーツ施設の今後の展望について	資料4/ 生涯学習課
	3. 子を持つ母親の声を受けて本市教育現場等でのLGBTQ+教育の現状について (1) 幼稚園・小学校・中学校本市全ての教育現場における本市のLGBT関連教育の現状について 授業数や講演回数等についての詳細（講師・使われた教材）について (2) LGBT理解増進法に於いて教員への教育や研修について (3) 幼稚園・小学校・中学校の思春期の子ども達の反応や感想について (4) LGBT理解増進法では（第6、10条）「幼稚園を除く」と記載されているが、幼児に教える意義について (5) 幼稚園園長や先生は幼い子どもたちへのLGBTQ+の授業内容をどのように受け止めているのか、または意見交換などを行い丁寧に対話しているのか (6) 小中学校、特に幼稚園の保護者に対するの周知や時間をかけての対話などは行なっているのか (7) 本市小中学校に於いての「みんなのトイレ・多目的トイレ」の設置状況について	資料5/ 教育指導室 教育総務課
大阪維新の会 代表質問 伊東 寛光 議員	1. 限られた財源の中で効率的・効果的に行政サービスを提供するための手法について。 (4) 指定管理者制度のさらなる活用について。 ①本市はなぜ図書館や公民館に指定管理者制度を導入していないのか。 ②本市の図書館と公民館に指定管理者制度を導入してはどうか。 ③本市の図書館や公民館に指定管理者制度を導入しないのであれば、直営だからこそできる魅力を作り上げていくべきではないか。	資料6/ 中央図書館 中央公民館

令和6年第2回（6月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の趣旨	資料/担当課
	<p>2. 富田林市立図書館のあり方について。</p> <p>(1) 直営を続けるのであれば、直営であることの利点を最大限に活かして運営すべきではないか。</p> <p>①公民館との連携状況について。 ※通常時だけでなく、公民館まつり等、イベントの共同開催等についても言及する。</p> <p>②まちづくりの拠点として図書館や本を活用すべきではないか。 ※夜の図書館イベント等の実施や、図書館の資料や図書館の施設を活かした起業支援、農業支援や地域課題の解決に向けての取り組み等、市民の情報の交流の場として機能させるべきではないか。（岩手県紫波町の事例等に言及する）</p> <p>(2) 富田林市立図書館における図書館司書の役割やあり方について。</p> <p>①本市では、会計年度任用職員を含めて職員全員が司書資格を保有しているとのことだが、実際の図書館運営にどのように活かされているのか。</p> <p>②地域のイベント等の機会を捉えて図書館や本を紹介するなど、利用促進を図るべきではないか。</p> <p>③一定期間、司書を市の他の部署に異動させるなどして、経験を持ち帰り図書館での取り組みに活かすようにしてはどうか。</p> <p>(3) 資料購入費のあり方について</p> <p>①同じ本を何冊も購入していることについて。 ※「予約が殺到している本を少しでも早く読んでもらえるように」という考え方は一定理解するが、市民感覚からすると違和感がある。どのような基準で他の資料等とバランスを取っているのか。</p> <p>②イベント等の実施による収益の一部を寄附してもらい資料購入費等に充てるなど、図書館独自の歳入確保策を検討してはどうか。</p>	<p>資料7/ 中央図書館</p>
	<p>5. 市立幼稚園のあり方について。</p> <p>(1) 3月議会の代表質問後の、理事者も含めた会議等の開催状況並びに進捗について ※会議の回数だけでなく、いつ、誰が、何を話し合い、どのようなことを決めたのか等を具体的に示されたい。</p> <p>(2) 今の市立幼稚園の状況について、現場の教職員等からはどのような声が上がっているのか。</p> <p>(3) 2024年4月現在の3歳児の在籍児童数は市立幼稚園10合計で67人。4歳児の104人と比べると約35.6%少ない。このように一気に児童数が減った原因について市長はどのように考え、どのように受け止めているのか。 ※2023年6月議会で「富田林市立幼稚園・保育所の再配置に関する条例改正案」が否決されて以降、何ら方向性等を示さなかったことが一因だと考えるが、市長の見解を求める。</p>	<p>資料8/ 教育指導室</p>

令和6年第2回（6月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の趣旨	資料/担当課
	<p>(4) 3歳児クラスで10人以上の園は2園のみ。5人未満の園が4園。0人、1人という園もある。</p> <p>このような事態を招いたのは市長が5年前、令和元年6月議会で当時の「市立幼稚園・保育所のあり方基本方針（素案）」を白紙撤回し、令和3年度に施政方針演説の中で「令和3年度中に策定する」と約束したにも関わらず、「新素案の策定・公表」を見送り、結論を先延ばしにし続けたことに原因があると思うが、市長の見解を求める。</p> <p>(5) 3月議会の代表質問で、市長は「これまでの経過も踏まえ、令和6年度のなるべく早い時期に、改めて市の考え方及び今後の方向性について皆様にお示しをして、ご理解を得てまいりたい」と答弁をされた。</p> <p>当然、この4月、5月の間に動きがあるものと考えていたが、6月になっても全く動きが見えない。</p> <p>一方で、「令和6年度公立幼稚園合同説明会」が7月20日に予定されている。あと約1ヶ月しかない。何ら市の方針を示さない中で合同説明会が行われるというのは、いかがなものか。</p> <p>なぜ、まだ何も示されていないのか、理由を説明されたい。</p> <p>また、この間、ずっと提案し続けていることだが、以前適用されていた「2年連続1桁の園児数だった場合、翌年度から順次募集停止にする」というルール復活だけでも直ちに決断し公表すべきだと思うが、市長の見解を求める。</p> <p>(6) 市長の「市立幼稚園の再配置問題」に対する向き合い方について。</p> <p>市長は3月議会の代表質問で、「他の選択肢といたしましては、例えば3年連続新入園児が1桁だった場合には募集停止とするなど条件が違うものなどが想定できる」旨の答弁をされた。</p> <p>これに対して市民からは「頓知みたいなもの」、「議員が一生懸命質問しているのに、市長は正面から答えていない」というようなお声を頂戴した。</p> <p>いくら現場の職員が声を上げても、保護者が「市立幼稚園を選択しない」という形で意思表示をしても、市長が自らの公約でもある「市立幼稚園の再配置」に正面から向き合い、決断しなければ何も前に進まない。</p> <p>市長はなぜこの問題から逃げ回っているのか。何を恐れているのか。</p> <p>仮に事実とは異なるとしても、決して少なくない市民が市長の決断力の無さを嘆いているというのは事実である。</p> <p>市長の「市立幼稚園の再配置問題」に対する率直な想いや、「どうしたい」という意思を示されたい。</p>	
個人質問 坂口 真紀 議員	<p>4. 市立幼稚園・保育所のあり方について</p> <p>(1) 市立幼稚園合同説明会について</p> <p>(2) 市立幼稚園・保育所の必要性について</p> <p>(3) 市立幼稚園・保育所の将来的な展望について</p>	資料9/ 教育指導室

令和6年第2回（6月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の趣旨	資料/担当課
<p>個人質問 酒本 千紘 議員</p>	<p>3. 若者会議について。 (1) 若者会議提案の「寺内町ナゾ時旅行」や「なすティバル」等のイベントの集客数やアンケート結果等について聞く。 (2) 各課から提出される重点テーマ等について。 (3) 本市のウェブサイトにて若者会議の様子をもう少し具体的に記載してはどうか。</p>	<p>資料10/ 生涯学習課</p>
<p>個人質問 寺尾 千秋 議員</p>	<p>1. 小学校水泳事業の民間委託モデル実施について (1) 小学校の水泳授業と自校プールについて現状を聞く。 ①小学校水泳授業の教育的内容について ②自校プールの改修工事の実績と見通しについて ③民間委託している授業が他にあるのか、また、どのような内容を委託しているのか ④自校プールの水泳授業以外での使用実績は (2) 水泳授業の民間委託モデル実施について聞く ①水泳授業の民間委託のモデル実施に至った理由を自校プールの課題も合わせて聞く ②委託業者の選定、モデル実施校の選定はどのように行われたのか ③委託により行えなくなる授業内容と委託により可能となった授業内容などについて見解を聞く ④モデル実施により何を検証し、来年度以降の見通しについて、水泳授業の年間計画が学校授業再優先の計画でないことへの懸念も含めて市の見解を聞く (3) 自校プールと民間委託モデル実施にかかる費用について 自校プールの1シーズンにかかる施設管理や水の使用料（改修費は省く）と民間委託にかかる委託料の費用の内訳を聞く (4) モデル実施校の意見を共有し、今後の検討を進める必要があると考えるが市の見解を聞く</p>	<p>資料11/ 教育指導室 教育総務課 生涯学習課</p>
	<p>2. 学校給食について (1) 給食の富田林産食材の活用の推進について聞く。 ①地元産の食材を活用した食育の実施の具体的な内容と課題について ②給食の富田林産（南河内産）の野菜とお米それぞれの使用量と使用率について ③お米の南河内産とは具体的に何市の産地か聞く (2) 給食費の保護者負担軽減を求めて聞く ①物価上昇分の給食材料費の値上がりについて ②学校給食の恒久的な無償化の実現を求めて見解を聞く</p>	<p>資料12/ 学校給食課</p>

令和6年第2回（6月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の趣旨	資料/担当課
	<p>(3) 中学校給食の全員給食の実現に向けて聞く</p> <p>①全員給食の実現への現在の施設面、財政面などの課題について</p> <p>②自校方式について、災害時の避難所にもなる中学校において中学校給食の設備を生かして、簡単な調理や温かい食べ物や飲み物を提供することは可能か</p>	
	<p>3. 大阪・関西万博について聞く</p> <p>(1) 大阪府内の児童生徒が無料招待される事業について</p> <p>①遠足や修学旅行をする際、安全確保が何よりも重要だと考えますが、市の見解をお聞かせください。</p> <p>②3月28日に起きたメタンガス爆発事件について</p> <p>③教員や保護者の声、府からの意向調査について</p>	資料13/ 教育指導室
個人質問 寺内 裕介 議員	<p>2. 本市におけるJETプログラムの活用について。</p> <p>(1) JETプログラムを通じてALT（外国人指導助手）を受け入れてはどうか。 ※国から受けることができる財政措置等についても言及する</p>	資料14/ 教育指導室

1. こどもたちがいきいきと育つために

- (3) 子どもたちをSNS犯罪被害から守るための、本市立小中学校での取り組みや「コドマモ」アプリの利用推奨について

【答弁】

(3) 子どもたちをSNS犯罪被害から守るための、本市立小中学校での取り組みや「コドマモ」アプリの利用推奨について、お答えいたします。

近年、全国的に、子どもたちに関わるSNSを利用した犯罪が増加しており、中には児童買春、児童ポルノ、略取誘拐などの重大犯罪に発展するケースも報告されております。また、警察庁の令和5年度まとめによりますとSNSの利用がきっかけで犯罪被害にあった小学生の人数は、全国で139人と過去最多となり、10年前の3倍以上に増加しているとの報道もありました。

こうした犯罪被害から子どもたちを守るために、本市立小中学校におきましては、従前より各学校の指導計画に基づき、教科指導や総合的な学習の時間、道徳の時間などで、発達段階に応じて、情報モラル教育等の取り組みを実施しております。

具体的な例といたしまして、小学校では、大阪府警による「非行防止教室」を全校の小学5・6年生対象に実施し、SNSの利用について注意喚起を行っております。また、中学校では技術・家庭科におきまして、情報社会で必要となる姿勢・能力の育成をめざし、SNS等で自他の個人情報を第三者に漏らしてはならないことなどをはじめ、情報モラルや情報セキュリティ等について学習しております。加えて、長期休業前に富田林警察署の方を講師として招き、全学年を対象に「防犯教室」を実施しております。

他にも、情報関連企業などから専門の講師を招き、児童生徒や保護者向けにスマホ・ケイタイ安全教室や情報モラル教室を開催している学校もございます。また、保護者向けに開催している生徒指導シンポジウムで、今年度は同様の講師を

招き、保護者向けに啓発を行うための講座を実施する予定としております。

議員ご提案の「コドマモ」アプリにつきましては、無料でA Iによる性的な自画撮りのブロックや子どもの位置情報の確認等が利用できることから、犯罪被害防止対策としても、有効な手段の一つと考えております。

本市教育委員会といたしましても、情報モラル教育の充実に加えて、「コドマモ」アプリのような物理的な手段を講じる有用性を認識しておりますことから、校長会・教頭会で紹介するとともに、各学校の入学説明会やP T A研修会、学校だより等で保護者への周知にも努め、子どもたちをS N Sによる犯罪被害から守る取り組みを進めてまいります。

以上お答えといたします。

6. L i D / A P D 聞き取り困難症/聴覚情報処理障がいについて

- (3) 学校で関わる児童生徒とその保護者を含む全ての方々への周知と理解、その方法について

【答弁】

次に、(3) についてお答えいたします。

L i D / A P D につきましては、聴力検査で把握することが困難であり、広く一般にも理解が深まっていないことから、児童生徒や保護者にとっては聞こえにくさの原因が分からず、悩みを抱えたままになってしまうことや、早期に適切な支援に結びつきにくいという課題がございます。こうした課題の解決に向け、本市教育委員会といたしましては、L i D / A P D について、教職員や児童生徒・保護者に対し、啓発や理解増進を図っていく必要があると考えております。

また、広く理解の醸成を図るための取組みを進めていく必要があると考えておりますことから、児童生徒や保護者に向けましては、入学説明会や入学式等で行っております支援教育についての説明会や学校便り、保健便り等も活用し周知に努めてまいります。

加えて、児童生徒や保護者に関わる教職員につきましても、その理解増進を図り、子どもたちの日常生活の様子や学習状況、つぶやき等から教職員がL i D / A P D の可能性に気付き、保護者と共有することで、より早く、適切な支援につながることを重要だと考えております。

本市教育委員会といたしましては、児童生徒や保護者への周知に加え、学校で関わる教職員に対しましても研修等を実施し、L i D / A P D に関する啓発や、必要に応じた適切な支援につながるよう取り組んでまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

5. 小中一貫教育の更なる推進に向けて

- (1) 開校から2年を経た「彩和学園」における小中一貫教育の現状と効果、
ならびに課題について
- (2) 他地区における今後の小中一貫教育の取組予定について
- (3) 今後市内全小中学校において小中一貫教育を実施すると想定した場合、
現在把握できている解消すべき課題について
- (4) 市内すべての子供に対し公平性のある教育の場を行政が率先して確立し
ていくことについて

【答弁】

5. 小中一貫教育の更なる推進に向けての(1)～(4)についてお答えいたします。

まず、(1)について、お答えいたします。

「彩和学園」は2年前の開校当時より、子どもたちに確かな学力・生きる力を育むため、小・中学校の9年間を一体としたカリキュラムを編成しており、小学校高学年の児童に対して、中学校教員が専門性を発揮し、算数や理科等の教科指導を行っております。

また、教科指導のみならず、これまでに学園名の考案やマスコットキャラクターづくり、学園歌の作詞作曲等に取り組んできており、現在は、新設教科「未来科」での平和学習・国際理解学習の発表や学園集会等の場面で、児童生徒の主体性を重視した異学年交流にも取り組んでおります。

これらの取組みによって、児童生徒及び教職員の交流が深まり、中学1年生が順調に中学校生活をスタートすることができておりますことから、いわゆる中1ギャップの解消に向けても、効果が表れているものと考えております。

一方で、1小1中となる彩和学園にあっては、環境や人間関係が概ね変化しないまま9年間を過ごすため、中学校卒業後に大きな変化を迎えるといった課題が

ございます。こうした課題の解消に向け、6年生の段階を一定の節目と捉え、運動会や卒業式、異学年交流の際、小学校の最高学年としての自覚と責任を実感できるよう取り組みを行ったり、中学校入学後は部活動への参加等により一定の変化を実感したりできるように努めております。

次に、(2)について、お答えいたします。

本市におきましては、現在、彩和学園を除くすべての市立学校で小中連携教育に取り組んでおります。この小中連携教育につきましては、各小中学校がそれぞれの教育目標を掲げ、教職員が互いに交流や情報交換を行いながら教育活動にあたることで、小学校から中学校への円滑な接続をめざすものであります。これに対し、小中一貫教育は、小中学校が共通の教育目標を掲げ、9年間の系統的なカリキュラムのもと教育活動を実施するものとなります。

彩和学園では、小中学校が隣接しているという立地的なメリットから、小中一貫教育を実施するにあたって児童生徒や教職員の行き来がしやすい環境にございます。しかしながら、彩和学園以外の校区で小中一貫教育を実現するには、小中学校間に一定の距離がございますことから、児童生徒や教職員の交流方法等について効果的な手法の研究を進める必要がございます。そのため、今後はモデル校区を設け、ICTの活用なども視野に入れながら研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、(3)(4)については関連いたしますので、一括してお答えいたします。

本市におきましては、1小1中で編成されている中学校区は彩和学園のみであり、複数の小学校で2つの中学校へ分かれて進学する状況となっております。一方で、市内全校で小中一貫教育を実現するには、小学校と中学校が同じ教育目標を掲げ9年間の教育課程を編成する必要がございますことから、1つの小学校から1つの中学校へ進学できるよう、校区編成の見直しについて検討する必要がございます。併せて、小中学校間に距離があり、児童生徒や教職員の往来が制限さ

れるもとでの小中一貫教育の実現手法についても、今後、研究と実践を積み重ねる必要があると考えております。

また、議員ご指摘のとおり、教育行政の推進にあつては、市内すべての子どもたちが公平性のある教育を受けることが重要であると認識しております。そのため、本市教育委員会といたしましては、彩和学園以外の中学校区におきましても、現在取組みを進めている小中連携教育の更なる充実に努め、市内全体での小中一貫教育の実現に向け、段階的な取組みを進めてまいります。

2. 金剛中央公園のリニューアル整備について

- (1) 金剛中央公園・多機能複合施設等整備基本計画で示された多機能複合施設や屋外空間の内容と運営方法について
- (2) 青少年スポーツホール体育館の大きさと新設する屋内運動施設の規模及びその考え方について
- (3) 金剛中央公園の既存スポーツ施設の利用状況（利用可能数、実利用数、利用率等）と全体の状況について
- (4) 基本計画策定時の市民への説明状況とその際の反応について
- (5) 代替場所を含めた本市スポーツ施設の今後の展望について

【答弁】

2. 金剛中央公園のリニューアル整備についての（1）から（5）について、順次お答えいたします。

はじめに（1）についてでございますが、本年3月に策定しました、金剛中央公園・多機能複合施設等整備基本計画におきましては、多機能複合施設については、子育て支援機能として児童館機能や屋内児童遊戯機能等を備えた「(仮称) こども・子育てプラザ」の整備を予定しているとともに、健康増進機能として屋内運動施設、交流機能として貸館機能やカフェ等の便益機能なども備える予定としております。

屋外空間につきましては、インクルーシブな遊具エリアや周遊路、芝生広場、多目的広場等を整備する予定としており、既存のグラウンド・テニスコートについては、基本方針「こどもたちの笑顔があふれ、みんなで豊かさを育むサードプレイス」の実現に向け、廃止させていただく予定としているところでございます。

また、運営方法については、施設整備も含め官民連携手法の採用を想定しているところですが、詳細については今年度進めております導入可能性調査の中で検討・決定してまいりたいと考えております。

次に（２）についてでございますが、現在の青少年スポーツホール体育館は、
352.5平方メートルサイズのコートが2面あり、その大きさは705平方メ
ートルとなっております。新施設の屋内運動施設につきましては、公共施設等総
合管理計画や市内スポーツ施設の稼働状況等も踏まえ、2面から1面分へと縮小
する想定とさせていただきますが、計画策定時の施設利用者ヒアリングにおい
て、現施設はラインと壁が近く危険とのご意見が出ていたことも踏まえ、その規
模を約500平方メートルと想定させていただきます、これまで利用されていた競技
が、安心して引き続き利用できるサイズ感であると認識しております。

次に（３）についてでございますが、青少年スポーツホールが休館中であるこ
とを踏まえ、当該施設の休館前、かつコロナ前の平成31年度の実績でお答えい
たします。

青少年スポーツホール体育館については、年間利用可能数が2,644、実利
用数は2,367、利用率は平日・休日ともに89.5%でございます。テニス
コートについては、年間利用可能数が1,286、実利用数が695、利用率は
平日44.2%、休日73.8%でございます。グラウンドについては、年間利
用可能数が1,567、実利用数が770、利用率は平日37.3%、休日72.
7%でございます。

今回の基本計画の中では、基本方針の実現に向け、金剛中央公園の既存施設を
廃止・縮小する方向としておりますが、市全体の他のスポーツ施設等の総量を踏
まえますと、引き続きご利用いただけるものと考えております。

次に（４）についてでございますが、基本計画の策定に向けましては、市民ワ
ークショップ、市民アンケート、施設利用者アンケート、施設利用者意見交換会、
関係団体ヒアリング等を実施したほか、昨年10月には基本計画の中間報告を、
市民や関係団体を対象に開催するとともに、本年1月から2月にかけて基本
計画素案へのパブリックコメントも実施いたしました。

その際の反応については、特に施設利用者の皆さまからは、先ほどの答弁内容

のほか、老朽化への対応や駐車場の拡大、施設予約の改善、空調整備や休憩スペースの設置等のご意見を頂戴いたしました。また、既存施設の存続を求める声も一部あったものの、基本方針実現に向けた基本計画の方向性について、一定のご理解をいただけたものと認識しております。

最後に（５）についてでございますが、金剛中央公園の再整備に伴い、これまで利用されていた方々には、金剛東グラウンド、市民総合体育館、市内近隣テニスコートなどを代替場所として利用いただくことを想定しております。

今後のスポーツ施設の在り方につきましては、人口減少・少子高齢化に伴う財源不足、施設の老朽化などの課題と並行しながら、市民ニーズへ対応する必要があることから、今年度スポーツ推進計画の策定に着手し、現状を把握するとともに課題や問題点を分析し、その解決に努めてまいりたいと考えております。

以上でお答えとさせていただきます。

令和 6 年第 2 回市議会定例会

一連番号 3-3-(1)～(7)

質問者 南方 泉 議員

担当課 教育総務部 教育指導室、教育総務部 教育総務課

3. 子を持つ母親の声を受けて本市教育現場等での L G B T Q + 教育の現状について

(1) 幼稚園・小学校・中学校本市全ての教育現場における本市の L G B T 関連教育の現状について

講演回数等についての詳細（講師・使われた教材）について

(2) L G B T 理解増進法に於いて教員への教育や研修について

(3) 幼稚園・小学校・中学校の思春期の子ども達の反応や感想について

(4) L G B T 理解増進法では（第 6、10 条）「幼稚園を除く」と記載されているが、幼児に教える意義について

(5) 幼稚園園長や先生は幼い子どもたちへの L G B T Q + の授業内容をどのように受け止めているのか、または意見交換などを行い丁寧に対話しているのか

(6) 小中学校、特に幼稚園の保護者に対しての周知や時間をかけての対話などは行っているのか

(7) 本市小中学校に於いての「みんなのトイレ・多目的トイレ」の設置状況について

【答弁】

3. 子を持つ母親の声を受けて本市教育現場等での L G B T Q + 教育の現状についての (1) ～ (7) につきまして、お答えいたします。

まず、(1) についてお答えいたします。

本市の幼稚園・小学校・中学校におきましては、幼児・児童・生徒たちが豊かな人生を送り、お互いを尊重することができるよう、それぞれの発達段階に応じた人権教育を行っております。また、その一環として各学校の教育課程や年間計画に応じ、LGBT等に関する教育に取り組んでおります。

その詳細といたしましては、令和3年度から5年度の間にかけて、幼稚園で計8回、小学校で計48回、中学校で計8回の講演を行い、計11名の講師をお招きしております。このうち、小学校では2～6年生を対象に、当事者で元養護教諭の方を講師として招き、ご自身の経験や自分が感じた性に対する意識を子どもたちに話していただきました。他にも、当事者で元保育士の方に来ていただき、性の多様性や当たり前とは何かを考える授業を行っていただいております。また、中学校では、同じく当事者で小学校と同じ元養護教諭の方や元教員の方などを招き、多様性を受け入れる考え方や自分を受け入れる大切さについて講演を行っております。これら小中学校では、主に講師の方が作成したプレゼンテーション資料を教材として活用しております。

一方、市立幼稚園では、人権・市民協働課の「多様な性・家族のあり方に関する絵本の読み聞かせ」に関して、当事者で小学校とは別の元保育士の方を講師としてお招きし、絵本の読み聞かせを中心にお話をいただきました。

次に(2) についてお答えいたします。

教員への教育や研修につきましては、府が作成した「性のあり方はひとつじゃない」等を使って研修を実施している他、各校で子どもたちへの講演を実施する前に先ほどの講師を招いて研修を実施したり、校内で管理職や人権教育担当者から研修を行ったりしております。

次に(3) についてお答えいたします。

講演後の子どもたちの反応や感想といたしましては、主に、幼稚園では「じぶんもともだちもそれぞれすきなものをすきでいていいんだ」、小学校では「いろんな

性があって、決めつけるのは良くないと思った」や、「性のことで悩んでいる人がいたら、一緒に話すことができる人になりたいと思った」などがあり、中学校では「話を聞いて自分は自分のままでいいんだと思うことの大切さがわかりました」など、自分らしく生きることの大切さや多様性への理解を示すものが多くございました。

次に（４）（５）につきましては、関連いたしますので、一括してお答えいたします。

市立幼稚園におきましては、幼児期における教育の一つとして多様な仲間理解につながる教育の実施に努めております。そうした取組みの中で、「自分らしく生きること」や「自分も周りの人も大事にできること」を学習の主な目的として『絵本の読み聞かせと好きな色の手型遊び』に取り組みました。本取組みにつきましては、令和３年度に２園、令和４年度に４園、令和５年度に２園で実施しておりますが、園長や教員からは、子どもたちが自分らしく生きることの大切さやお互いを尊重する気持ちを学べる内容であり、園児の発達段階にも配慮されているという声が聞かれました。また、園長会等で、実施内容や、園児の反応、保護者の意見、感想等について意見交換を行いました。

一方、令和５年６月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、いわゆるＬＧＢＴ理解増進法には、議員ご指摘の通り「幼稚園を除く」と示されておりますことから、法律施行後は、市立幼稚園においてＬＧＢＴに関する新たな教育活動の計画を行っておりません。本市教育委員会といたしましても、法の趣旨を踏まえた各園での教育活動となるように指導してまいります。

次に（６）についてお答えいたします。

小中学校におきましては、従前より教育内容につきましては各校の責任のもとで編成しております。同様にＬＧＢＴ等に関する教育につきましても、取組みの詳細について、事前にお伝えはせず、実施後にその時の様子や子どもたちの感想などをお伝えしております。一方、市立幼稚園におきましては、事前に保護者に予定をお

知らせするとともに、保護者の送り迎えの際に、直接対話しながら内容をお伝えしている園もございます。

最後に（7）についてお答えします。

本市の小中学校におけるトイレの整備につきましては、洋式化、乾式化を目的とした改修を毎年、中学校1校、小学校2校で実施しております。各小中学校には男女専用トイレの他に1カ所、車いすに対応できるよう改修をおこなっている状況です。

本市教育委員会といたしましては子どもたちが自分らしく豊かな人生を送り、お互いを尊重できるような力をつけることが必要であると考えておりますことから、その一環としてのLGBT等に関する教育についても、法の趣旨をふまえ発達段階に応じたものとなるよう各校園を指導支援してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

1. 限られた財源の中で効率的・効果的に行政サービスを提供するための手法について。

(4) 指定管理者制度のさらなる活用について。

- ①本市はなぜ図書館や公民館に指定管理者制度を導入していないのか。
- ②本市の図書館と公民館に指定管理者制度を導入してはどうか。
- ③本市の図書館や公民館に指定管理者制度を導入しないのであれば、直営だからこそできる魅力を作り上げていくべきではないか。

【答弁】

続きまして、1の(4)①から③について順次、お答えいたします。

まず①について、図書館につきましては、平成22年度から平成24年度にかけて、指定管理者制度の導入効果等について調査検討を行い、人件費の増額無しに夜間開館による開館時間の延長及び開館日数の増加を図り、利用者サービスの向上と雑誌スポンサー制度を導入し、経費の削減に取り組むなどの理由から直営による運営が現在まで続いております。

図書館では、図書館法による無料の原則から営利を目的とする民間事業者が運営を担うには効果的ではないとの判断から導入を見送った経緯がございます。また、公民館は社会教育法に基づきもっぱら営利を目的とした事業を行ってはならないとの理由から、特別、指定管理者制度の導入について議論がされないまま現在に至ります。

次に②について、本市の図書館、公民館では、市民の声を反映し、庁内関係課及び地域の関係機関との連携による様々な取り組みを行っております。

図書館では、学校図書館への配本サービスや4ヶ月児健診時に親子の触れ合いを啓発するブックスタート事業、府内の13市町村や近隣の大学図書館との広域相互利用に取り組んでいます。また、公民館では、長年地域と良い関係性を培ってきており、各公民館クラブ連絡会による公民館まつりに代表される様々な行事

や、市民から特技登録制度により講師を募り、講座を開設するなど、より良い市民サービスの提供に努めているところでございます。

現在、本市図書館、公民館が直営により取り組んでいる、これらの市民サービスを維持しながら、市民ボランティアや公民館クラブ連絡会の意見やアイデアなど、新たな市民ニーズに即座に、また的確に対応することが効果的と考えておりますが、指定管理者制度導入についても、調査研究してまいります。

最後に③について、今後も、図書館開館から約50年に及ぶ、富田林の子ども文庫連絡会や富田林おはなしの会などの地域のボランティアとの緊密な連携により、年7回の図書館講座での講師や毎週行われるおはなしの会などで図書館司書と協働しながら継続して行事を進め、発展させてまいります。

公民館では、クラブ連絡会と協力しながら、3館共同で発表会や展示会を行ってまいります。

また、庁内連携では、昨年度に続き、教育指導室と国際交流協会が主催するサマースクールに図書館司書とおはなしの会の協働で参加させていただき、外国にルーツのある子どもたちに絵本の読み聞かせを行います。公民館では、とんパルと国際交流協会とも協力しながら引き続き日本語教室を開催してまいります。今後も庁内各課が実施するイベントにも積極的に参加するとともに、市民の方のニーズにも迅速に対応することで、議員ご指摘の「直営だからこそできる魅力」を作り上げてまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

2. 富田林市立図書館のあり方について。

(1) 直営を続けるのであれば、直営であることの利点を最大限に活かして運営すべきではないか。

①公民館との連携状況について。

②まちづくりの拠点として図書館や本を活用すべきではないか。

※夜の図書館イベント等の実施や、図書館の資料や図書館の施設を活かした起業支援、農業支援や地域課題の解決に向けての取り組み等、市民の情報交流の場として機能させるべきではないか。(岩手県紫波町の事例等に言及する)

(2) 富田林市立図書館における図書館司書の役割やあり方について。

①本市では、会計年度任用職員も含めて職員全員が司書資格を保有しているとのことだが、実際の図書館運営にどのように活かされているのか。

②地域のイベント等の機会を捉えて図書館や本を紹介するなど、利用促進を図るべきではないか。

③一定期間、司書を市の他の部署に異動させるなどして、経験を持ち帰り図書館での取り組みに活かすようにしてはどうか。

(3) 資料購入費のあり方について

①同じ本を何冊も購入していることについて。

※「予約が殺到している本を少しでも早く読んでもらえるように」という考え方は一定理解するが、市民感覚からすると違和感がある。どのような基準で他の資料等とバランスを取っているのか。

②イベント等の実施による収益の一部を寄附してもらい資料購入費等に充てるなど、図書館独自の歳入確保策を検討してはどうか。

【答弁】

それでは、2. 富田林市立図書館のありかたについて。の(1)の①②について

順次お答えします。

①について、公民館では、毎年「公民館まつり」等で多くの市民の方が来られるイベントを開催しています。その際には、公民館と図書館が同じ建物にありながら、十分に連携が図られていなかったことから、今後は公民館活動にかかる図書展示を図書館内で行うなど、日頃あまり図書館を利用されない市民の方に対し、利用啓発等、図書館にも興味を持っていただけるような企画を実施することで、新たな利用者の掘り起こしを行ってまいります。

次に②について、まちづくりの拠点としての活用でございますが、図書館は、市の公共施設の中でも利用者は多く、様々な可能性を持っていると考えています。議員のご指摘のとおり、新たなイベントや展示コーナーの充実などの取り組みは大変有効と考えますことから、図書館協議会、ボランティアの方々に加えて、これまでに関わりがなかった団体等からもご意見を頂戴しながら、市民の方が交流できる場となるような取り組みを検討してまいります。

続きまして（２）の①②③につきまして順次お答えいたします。

①について本市図書館では全員が司書資格を有しており、情報リテラシーの高い人材が確保されております。

利用者の方が分室も含め、市内の図書館のいずれの場所であっても、また、開館時間中いずれの時間にお越しいただいても、質の高いレファレンスサービスを的確に提供することができ、利用者が求める本や情報にスムーズにたどり着けるサポートが可能となっております。

次に②について、現在、図書館利用を促進するために、市内全小学校の新入生対象にオリエンテーションに出向き、図書館の利用啓発を目的に、絵本の読み聞かせと本の紹介などを行っておりますが議員ご指摘のように、司書が地域のイベントなどに参加して住民と交流を持つ機会は限られているのが現状です。

議員紹介の岩手県紫波町の地域課題の解決に向けての取組等も参考にしながら、今後新たな利用者層へのPRや資料テーマ展示など図書館の取り組みを充実して

まいります。

③について、議員ご提案のように、司書が図書館以外の一般事務に従事し、多くの市民の方との対応をさせていただく事は貴重な経験となると考えます。現在3名の司書が以前の一般事務職から図書館に戻り、経験を活かし活躍しております。

しかしながら、職員の配属については、市役所全体の人事管理もありますことから関係課と協議してまいります。

つづきまして(3)の①②について順次お答えします。

①について、インターネットで手軽に資料予約が可能であり、1タイトルに対し200件近くの予約がはいることも珍しくありません。

このような状況ではございますが、10件の予約に対し、1冊を基準に最大でも10冊程度の購入にとどめる運用をしております。

日々のカウンター対応やレファレンス業務において、利用者の要望などを把握し、図書館の蔵書構成が偏ることなく購入ができるよう、毎週選定会議を開き検討しております。

②について、現在、図書館では企業広告を本に挟み込む雑誌スポンサー制度を導入し、雑誌購入にご協力いただいております。

さらに、ブックスタート事業では、広告入りブックスタート配布パンフレットを広告主に負担していただいております。

今後は引き続き、雑誌スポンサー制度のさらなるPR等に努めるとともに、議員のご提案も含め、新たな収入確保について検討してまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

5. 市立幼稚園の再配置について。

- (1) 3月議会の代表質問後の、理事者も含めた会議等の開催状況並びに進捗について

※会議の回数だけでなく、いつ、誰が、何を話し合い、どのようなことを決めたのか等を具体的に示されたい。

- (2) 今の市立幼稚園の状況について、現場の教職員等からはどのような声が上がっているのか。

- (3) 2024年5月現在の3歳児の在籍児童数は市立幼稚園10合計で68人。4歳児の101人と比べると約32.6%少ない。このように一気に児童数が減った原因について市長はどのように考え、どのように受け止めているのか。

※2023年6月議会で「富田林市立幼稚園・保育所の再配置に関する条例改正案」が否決されて以降、何ら方向性等を示さなかったことが一因だと考えるが、市長の見解を求める。

- (4) 3歳児クラスで10人以上の園は2園のみ。5人未満の園が4園。0人、1人という園もある。

このような事態を招いたのは、市長が5年前、令和元年6月議会で当時の「市立幼稚園・保育所のあり方基本方針（素案）」を白紙撤回し、令和3年度に施政方針演説の中で「令和3年度中に策定する」と約束したにも関わらず、「新素案の策定・公表」を見送り、結論を先延ばしにし続けたことに原因があると考え、市長の見解を求める。

- (5) 3月議会の代表質問で、市長は「これまでの経過も踏まえ、令和6年度のなるべく早い時期に、改めて市の考え方及び今後の方向性について皆様にお示しをして、ご理解を得てまいりたい」と答弁をされた。

当然、この4月、5月の間に動きがあるものと考えていたが、6月になっても全く動きが見えない。

一方で、「令和6年度公立幼稚園合同説明会」が7月20日に予定されている。あと約1ヶ月しかない。何ら市の方針を示さない中で合同説明会が行われるというのは、いかがなものか。

なぜ、まだ何も示されていないのか、理由を説明されたい。

また、この間、ずっと提案し続けていることだが、以前適用されていた「2年連続1桁の園児数だった場合、翌年度から順次募集停止にする」というルール復活だけでも直ちに決断し公表すべきだと考えるが、市長の見解を求める。

(6) 市長の「市立幼稚園の再配置問題」に対する向き合い方について。

市長は3月議会の代表質問で、「他の選択肢といたしましては、例えば3年連続新入園児が1桁だった場合には募集停止とするなど条件が違うものなどが想定できる」旨の答弁をされた。

これに対して市民からは「頓知みたいなもの」、「議員が一生懸命質問しているのに、市長は正面から答えていない」というようなお声を頂戴した。

いくら現場の職員が声を上げて、保護者が「市立幼稚園を選択しない」という形で意思表示をしても、市長が自らの公約でもある「市立幼稚園の再配置」に正面から向き合い、決断しなければ何も前に進まない。

市長はなぜこの問題から逃げ回っているのか。何を恐れているのか。仮に事実とは異なるとしても、決して少なくない市民が市長の決断力の無さを嘆いているというのは事実である。

市長の「市立幼稚園の再配置問題」に対する率直な想いや、「どうしたい」という意思を示されたい。

【答弁】

5. 市立幼稚園のあり方についての（１）～（６）につきまして順次お答えいたします。

まず（１）につきまして、令和６年度のなるべく早い時期に市の考え方や今後の進め方についてお示しするために、３月議会以降、５月１７日、２０日、２２日、２４日、６月４日に理事者と幼保あり方ＰＴが今後の市立幼稚園の方向性につきまして検討する場を持ち、適切な運営基準の設定や公立幼稚園の果たす役割などについて議論をすすめているところですが具体案については現在検討中です。

次に（２）につきまして、現場の教職員からは、園児数の減少により適正規模の保育が提供できていないことを懸念していること、市全体の人口が減少する中であっても市立幼稚園での幼児教育に一定のニーズがあると感じていること、今後の幼稚園教育の方向性が定まっていないことに対して不安がある等の声を頂いております。

次に（３）と（４）は関連いたしますので一括してお答えいたします。子どもたちにとって最善の利益という観点から、市立幼稚園の園児数が減少していることにより適正規模での保育が提供できていないことにつきましては喫緊の課題であると考えており、令和３年度より市民のみなさまからニーズの高い３年保育、預かり保育、給食の提供などに取り組むとともに、令和４年度には合同保育により本市の子どもたちにとって適正な集団規模について検証するなど、みなさまのご理解を得るためいねいに検討を重ねてまいりました。その結果、子どもたちやその保護者にとって最善の利益という観点から市全体のバランスや公立の役割を考慮し、富田林市立幼稚園・保育所の再配置に関する条例改正案を昨年６月議会に上程いたしました。このことから市の方向性が確定できていないことや適正な集団の確保ができていないことが入園児数に

影響していると考えられます。

次に（５）についてですが、この間、議員ご指摘のルールを適用することも含め、適切な運営基準の設定や公立幼稚園の果たす役割などについて議論をすすめており、７月２０日に合同説明会を実施することも視野に入れまして、３月議会でお答えした通り、令和６年度のなるべく早い時期に、改めて市の考え方や今後の進め方についてお示しする予定でございます。

最後に（６）についてですが、これまでも私自身、就学前の子どもたちの最善の利益を考え、より良い環境を整えたいという率直な思いから、一貫してその方策について検討してきたところでございます。その中で、昨年度に個別施設再配置計画を提案するに至ったところですが、みなさまのご理解を得るに至りませんでした。その下、より適正な規模による集団保育の保障という課題は継続している状況でございますので、今後なるべく早い時期に市の方向性についてお示しし、適正規模での集団による保育が提供できる環境を整えてまいりたいと考えております。

4. 市立幼稚園・保育所のあり方について

- (1) 市立幼稚園合同説明会について
- (2) 市立幼稚園・保育所の必要性について
- (3) 市立幼稚園・保育所の将来的な展望について

【答弁】

4. 市立幼稚園・保育所のあり方についての(1)～(3)について、順次お答えいたします。

まず(1)についてですが、今年10月に入園受付をする令和7年度入園児につきましては、現時点ではまだ市の今後の対応方針をお示ししておりませんので例年通り10園で募集いたします。つきましては、説明会の内容は去年と違いはございません。

次に(2)についてですが、市立幼稚園・保育所は就学前のセーフティネットとしての役割があり、議員ご指摘のように公立であるからこそその保護者のニーズも一定あると認識しておりますことから、公立の幼児教育・保育施設の必要性につきましては不可欠であると考えております。

最後に(3)についてですが、子どもたちの最善の利益という観点から、適正な集団規模の幼児教育環境を確保するためには市立幼稚園につきまして現在の状況には課題があるものと認識しております。しかしながら、本市では市立幼稚園・保育所の役割は不可欠でありますことから、将来にわたって幼児教育・保育を保障するため、市立幼稚園・保育所の園児数の推移や待機児童の状況等を見極めながら公立幼児教育保育環境の確保を検討してまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

3. 若者会議について

- (1) 若者会議提案の「寺内町ナゾ時旅行」や「なすティバル」等のイベントの集客数やアンケート結果等について聞く。
- (2) 各課から提出される重点テーマ等について。
- (3) 本市のウェブサイトにて若者会議の様子をもう少し具体的に記載してはどうか。

【答弁】

ご質問の3. 若者会議についての(1)から(3)につきまして、順次お答えいたします。

まず(1)についてでございますが、「富田林のふしぎ話 寺内町ナゾ時旅行」につきましては、実施にあたり、本市ウェブサイト、SNSでの情報発信、富田林駅でのポスター掲示やチラシの配布、さらに謎解きゲーム制作会社からの情報発信を行うなどの周知に努めました。そして体験者から好評の声が多かったことを受けて、春休みまで期間を延長いたしました。

参加者1,544名中842名のアンケート回答を得て、うち初訪問者が284名で、その半数以上が謎解きゲーム愛好者であったことから、普段のイベントでは誘客できない層への観光PRや来訪に結び付いたと評価しております。

「なすティバル」につきましては、広報誌やウェブサイトへの掲載、及び市内小学校へのチラシの配布等で周知を行った結果、約8千人の方が来場されました。アンケートでは35件の回答があり、いろいろな工夫がされていて、子どもから大人まで楽しめ、大阪なすの事を知ることができた等の意見をいただきました。本市といたしましては、実際になすを見て、楽しみ、食してもらうことで、本市の特産品である大阪なすをPRすることが出来たと考えております。いずれの事業も、観光誘客及び特産品のPRに有効な手法の一つと考えており、事業継続について現時点では継続の予定はありませんが、今後は適宜判断してまいります。

続きまして、(2)につきまして、お答えいたします。

若者会議では毎年、20名程度の若者が委員となり、数名ずつの部会に分かれて施策提案に向けた検討を行っています。そして第2期以降は、より行政課題の解決に向けた施策提案となることを目的に、市から提案の重点テーマを検討する制度を導入しました。この重点テーマにつきましては、毎年4月に庁内各課で検討を行い、第2期と第3期では、全ての部局から1テーマずつ提案を受けました。そして今年度実施する第4期若者会議に向けた重点テーマの募集にあたっては、過去2年間で採択された部局に偏りがあったこと等を勘案して、これまで採択されなかった部局からのテーマがより選ばれやすくなるよう、各部局から1つのテーマを提案するという制限をなくしたところ、7つの部局から8つのテーマが提案されました。第4期ではこの8テーマの中から、委員による投票により3つのテーマを採択し、委員の発案によるフリーテーマ1つを加えた4テーマで検討を進めることとなりました。なお各部局において重点テーマを検討するにあたっては、行政課題の解決に向けて若者ならではの視点からの提案が必要なもの、としているほか、明確な選定基準等はありません。また重点テーマに採択された場合は、会議に担当課職員も参加することで、担当課の見解を反映させたいという施策提案となるよう、運営方法を工夫しているところです。今後につきましても、担当課の見解を踏まえつつ、若者ならではの視点による提案となるよう、現在の運営方法にこだわることなく、より良い運営方法を検討してまいります。

最後に、(3)につきましてお答えいたします。議員のご指摘にもございますように、施策提案という若者会議での検討結果だけを公開するのではなく、そこに至る検討の経過を公開することは、大変重要なことと考えます。そのため第3期までの取り組みにおきましても、毎回の会議開催後に本市ウェブサイトにおいて会議内容の概要や、会議風景の写真などを掲載しておりましたが、これから開催いたします第4期若者会議におきましても、検討経過を市民のみなさまに知っていただけるよう、若者会議委員や、若者会議OB・OG会「心はいつも富田林

(愛称：こことん)」にも相談し、分かりやすい掲載内容となるよう、また見たい人が当該ページへスムーズにアクセスできるようなリンクを貼るなど、様々な工夫をこらしてまいります。

1. 小学校水泳事業の民間委託モデル実施について

(1) 小学校の水泳事業と自校プールについて現状を聞く

- ①小学校水泳授業の教育的内容について
- ②自校プールの改修工事の実績と見通しについて
- ③民間委託している授業が他にあるのか、また、どのような内容を委託しているのか
- ④自校プールの水泳授業以外での使用実績は

(2) 水泳授業の民間委託モデル実施について聞く

- ①水泳授業の民間委託のモデル実施に至った理由を自校プールの課題も合わせて聞く
- ②委託事業者の選定、モデル実施校の選定はどのように行われたのか
- ③委託により行えなくなる授業内容と委託により可能になった授業内容などについて見解を聞く
- ④モデル実施により何を検証し、来年度以降の見通しについて、水泳授業の年間計画が学校授業最優先の計画でないことへの懸念も含めて市の見解を聞く

(3) 自校プールと民間委託モデル実施にかかる費用について

自校プールの1シーズンにかかる施設管理や水の使用料（改修費は省く）と民間委託にかかる委託料の内訳を聞く

(4) モデル実施校の意見を共有し、今後の検討を進める必要があると考えるが市の見解を聞く

【答弁】

1. 小学校水泳事業の民間委託モデル実施についての(1)(2)(3)について、順次お答えいたします。

まず、(1)についてお答えいたします。

①についてでございますが、学校の水泳授業における各学年の取扱い内容につきましては、低学年では「水遊び」として、水に慣れる遊び及び、浮く・もぐる遊びがございます。また、中学年は、「浮く・泳ぐ運動」として、けのびやバタ足、補助具を使ったクロール等を、高学年は、「水泳」として、クロールや平泳ぎを取り扱っております。

次に、②についてでございますが、各小学校の自校プールの改修につきましては、築年数や劣化度の状況、過去の改修実績などを考慮しながら、おおむね10年から15年のサイクルで計画的に全面改修を行っており、令和2年度に彼方小学校と向陽台小学校、昨年度は新堂小学校の全面改修を行っております。

次年度は小金台小学校と大伴小学校を全面改修予定で、1校あたり、概算で1,200万円の費用を見込んでおります。それ以降の改修計画につきましては、現時点において、令和8年度に喜志小学校と久野喜台小学校、令和9年度に東条小学校と喜志西小学校を予定しておりますが、今後の水泳指導の委託により変更となる可能性がございます。

次に、③についてでございますが、現在、水泳指導以外に民間委託をしているものはございません。

続いて、④についてでございますが、平成26年度まで市民向けに一部の小中学校で夏休み期間中のプール開放を実施しておりましたが、市民プールの統合に伴い、それ以降は実施しておりません。他に、小学校での水泳指導に関わる補習等に関しまして、昨年度は5校が夏季休業開始から1週間程度で実施しております。また、過去5年をみますと、令和元年度に10校、令和4年度に2校が補習等を実施しております。

次に、(2)についてお答えいたします。

まず、①についてでございますが、学校での水泳指導の実施にあつては、安全管理の徹底が最優先となるため、実際にプールで泳いでいる児童は、教職員によりその動きを把握できる程度の人数となります。しかしながら、指導や監視にあ

たる教職員の人数は限られることから、子どもたちがプールサイドで待機する時間が長くなり、結果として一人当たりが実際に泳ぐ時間が短くなってしまおうという課題がございます。また、教職員にとっては、プール清掃や毎時間の水質点検、水位の管理をはじめ、休みが続く際には、休日出勤により水質管理等を行わなければならない場合もございます。加えて、安全管理のために陸上監視の教員を確保する必要がございますことから、学校全体で体制を組み指導にあたっており、これら学校での水泳指導に関する業務は、教職員にとって大きな負担となっております。

こうした中、府内で水泳指導の委託に取り組んでいる複数の自治体にヒアリングを行ったところ、子どもや保護者の肯定的な受け止めが多く、泳力向上や教職員の負担軽減にも効果的であるという状況を伺いましたことから、施設の維持・管理に係る予算についても勘案し、モデル実施に至ったものであります。

次に、②についてでございますが、モデル実施校は、学校の規模や施設までの距離などを考慮し、それぞれ条件が異なる3校を選定いたしました。また、委託業者の選定につきましては、想定人数を受け入れ可能であるか、送迎バスの手配は可能か等の条件をもとに市内事業所から選定をいたしました。

続いて、③についてお答えいたします。

委託により実施できなくなる内容といたしましては、プール清掃や着衣水泳がでございますが、着衣水泳は学習指導要領上必ずしも実施を求められているものではございません。今後は、非常時の安全確保につながるよう座学等で学習することを検討してまいります。また、自校プールで実施していた低学年での水遊びについては、水中に置く台を使ってコースを作り、腕につける浮き輪を用いて水中で散歩を行う活動等で実施する予定となります。

最後に、④についてでございますが、今回のモデル実施では主に、子どもたちの泳力の変容や満足度、コーチと教員による評価の共有、バスの送迎に関する課題、学校の時間割調整等について検証しております。来年度以降につきましては、

今年度のモデル実施による年間教育計画への影響も含め、各校の状況を共有し検討してまいります。

次に、(3)についてお答えいたします。

費用面につきましては、概算ではございますが、自校プールの場合、改修費を除くと、1校あたり年間約113万円となります。一方で、委託料の総額が3校で約867万円となり、その内訳は児童の指導料が約656万円、バス運行料が約211万円で、平均すると1校あたり約290万円となります。

最後に、(4)についてお答えいたします。

本事業は、始まって間もない段階ではございますが、現状では、子どもたちから「昨年より、できることが増えた」「伸びを感じている」などの感想が、保護者からは「子どもが楽しく行っている」「安心して任せられる」などの声が多く寄せられております。また、教職員からは、当初、バス移動に関する不安が一部寄せられましたが、実際に開始してみると移動もスムーズで、「プール清掃やろ過機の管理などの時間が省け、他の業務の時間が確保できる」や「天候が悪くても予定の変更が不要で助かる」など、肯定的に捉える意見が多数ございます。

本市教育委員会といたしましては、議員ご指摘のとおり、モデル実施の課題や成果を検証し、今後の検討を進める必要性を認識しておりますことから、子どもたちや保護者、教職員の意見も参考に、今後の事業実施について検討してまいります。

以上お答えといたします。

2. 学校給食について

(1) 給食の富田林産食材の活用の推進について聞く

- ①地元産の食材を活用した食育の実施の具体的な内容と課題について
- ②給食の富田林産（南河内産）の野菜とお米それぞれの使用量と使用率について
- ③お米の南河内産とは具体的に何市の産地か聞く

(2) 給食費の保護者負担軽減を求めて聞く

- ①物価上昇分の給食材料費の値上がりについて
- ②学校給食の恒久的な無償化の実現を求めて見解を聞く

(3) 中学校給食の全員給食の実現に向けて聞く

- ①全員給食の実現への現在の施設面、財政面などの課題について
- ②自校方式について、災害時の避難所にもなる中学校において中学校給食の設備を生かして、簡単な調理や温かい食べ物や飲み物を提供することは可能か

【答弁】

2. 学校給食についての(1)～(3)について、順次お答えいたします。まず、(1)の①～③につきまして、順次お答えいたします。

①についてでございますが、学校給食で使用しております野菜やお米の食材につきましては、地産地消を進める観点から、食材の一部は、庁内関係課の連携のもと、富田林地域内で生産された農産物を地元農業者団体から納品していただいております。

地元食材を活用した食育につきましては、毎月の献立表等において、富田林市産の野菜の使用予定を掲載し、地元農産物について紹介しているほか、昨年度は、小学校では1月24日～1月30日の全国学校給食週間において、日本各地の料理をテーマにし、大阪府がテーマの日には、本市特産の海老芋を使用した献立に

したり、藤沢台小学校と向陽台小学校において、東條ほんわか米 ひのちゃんの新米稲穂と資料を展示するなど、地元地域への興味や関心を高める取り組みが行われました。中学校では、生徒自らが考えた献立を給食で提供する、生徒献立の取り組みにおいて、家庭科の授業で旬の野菜や果物などの地元食材について学ぶ機会となっております。

また、食育の面で地元食材を活用することへの課題としましては、学校給食で使用する食材については、大量調理に適する形が一定そろっていることや、献立にあわせた納品日に一定量が必要であるため、天候等により野菜の収穫量が減少する場合は、旬の時期に地元食材を確保することが課題でございます。

いずれにしましても、学校給食を通じまして、地元食材を知ってもらい、地域産業や生産者への理解を育むなど、引き続き、地元産の食材を活用した食育の推進に努めてまいります。

次に、②についてでございますが、富田林産の野菜とお米それぞれの使用量と使用率につきましては、昨年度は、小学校給食では、野菜7,764kg、精米1,800kgで、使用率は、野菜で6.4%、精米で3.4%、中学校給食では、野菜と果物で731kg、精米220kgで、使用率は、野菜と果物で2.1%、精米で1.0%でございました。今年度、小中学校で、南河内産のお米を4～7月及び12～3月の期間中は使用してまいりますことから、地元農産物の使用量が大きく増えて、使用率も上がるものと見込んでおります。

次に、③についてでございますが、南河内産のお米の産地につきましては、富田林市のほか、河南町、太子町、千早赤阪村、堺市美原区、羽曳野市、大阪狭山市、藤井寺市、河内長野市でございます。

次に、(2)の①②につきまして、順次お答えいたします。

①についてでございますが、物価高騰による給食材料費が値上がりしている中、今年度、国の重点支援地方交付金を活用しまして、その上昇分、給食1食あたり、小学校・幼稚園で30円、中学校で20円を公費で負担することにより、保護者

の負担増を抑制し、給食内容を維持しております。

来年度について、このまま物価上昇が続いた場合には、食材費上昇分を市又は保護者が負担するか、あるいは、現状の給食の量や質を変更することが想定されます。本市教育委員会としましては、財源確保の課題もございますが、引き続き、給食内容を維持することは重要と考えますので、その方策について検討してまいります。

次に、②についてでございますが、学校給食費につきましては、物価高騰による保護者の負担を軽減するため、今年度、国の重点支援地方交付金を活用し、小学校では1学期分の無償化、中学校では6月～10月の間で20食分の無償化に取り組んでいるところです。

学校給食の恒久的無償化につきましては、実施する自治体が大阪府内においても増えてきており、少子化が進む中で子どもを産み育てやすい環境づくりに向けて有効な取組みであることは認識しておりますが、給食無償化を実施するには、多額の予算が必要になることとあわせて、本市中学校給食は自校方式・選択制であるため、提供食数確保の課題もありますことから、財源の確保も含め、国の動向も注視しながら、引き続き研究してまいります。

次に、(3)の①②につきまして、順次お答えいたします。

①についてでございますが、本市中学校給食におきまして、全員給食を実施するには、現在の施設設備や調理の工程や動線、作業スペースの関係から、提供可能な食数に限りがあるため、給食施設の増築増設等改修が必要となります。この場合には、既存校舎の耐震性への影響のほか、各校施設設備の整備期間が長期に及ぶことから、その間の給食実施をどうするかや、8校の開始時期等、また、施設設備の改修には大きな財源を要することも課題になると考えられるところです。

全員給食は、成長期にある生徒の心身の健全な発達のために、すべての生徒にバランスのとれた食事を提供できることから、現在の選択制から全員給食への移行など、実施方法、整備費や運営費も含めた経費の面や給食提供の面も含めて、

持続可能な中学校給食のあり方について検討を進めてまいります。

最後に、②についてお答えいたします。

中学校が災害時の避難所になった場合の中学校給食の設備の活用につきましては、調理する食材があり、電気、ガス、水道が正常に使用できることなどの条件が整えば、調理提供において食中毒など衛生面での配慮のもとで、簡単な食事を提供することは可能であると考えられます。

3. 大阪・関西万博について聞く

(1) 大阪府内の児童生徒が無料招待される事業について

- ①遠足や修学旅行をする際、安全確保が何よりも重要だと考えますが、市
の見解をお聞かせください。
- ②3月28日に起きたメタンガス爆発事件について
- ③教員や保護者の声、府からの意向調査について

【答弁】

3. 大阪・関西万博について聞くの(1)の①から③について、順次お答えいたします。

まず、①についてお答えいたします。

学習指導要領では、遠足・集団宿泊的行事及び旅行・集団宿泊的行事の実施にあつては、行事の内容がそのねらいに沿ったものであるとともに、児童生徒の安全に十分に配慮された内容であることが重要であると示されており、本市においても行事の実施にあつては、その趣旨に則って実施されるべきものであると考えております。

次に、②についてお答えいたします。

議員ご指摘の万博会場・咲洲における爆発についてですが、府教育庁からは、現在のところ、事故の状況や対策、学校行事としての万博参加にどのような影響を及ぼすかという情報については示されておらず、報道による内容についてのみ把握している状況でございます。

続いて、③についてでございますが、本市におきましては、校長会において、各学校の意向調査の回答にあたり、交通手段の選択肢やバスの確保方法、交通費が保護者負担となること等について、教職員からの質問や懸念が寄せられました。また、保護者からは、ガス爆発に対する不安や災害発生時における避難に関する懸念、夏季に実施される際の熱中症や食中毒に関する心配、雨天時の昼食場所の

確保やバス乗降場所から会場まで歩いてかなりの時間がかかること、交通手段に関する不安等の声が、直接教育委員会に寄せられております。なお、府教育庁からの意向調査の回答状況につきましては、市立小中学校24校すべてが参加希望で回答を済ませたと把握しております。

本市教育委員会といたしましては、万博については、未来社会の先進的な技術やサービスに直接触れることができ、将来の夢や希望を感じ取る機会になるものと考えられますことから、その意義について周知するとともに、各学校が安全に安心して学校行事が行えるよう、寄せられる要望や不安等について府へ伝達し、必要な回答を得られるように支援してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

2、本市における J E Tプログラムの活用について。

(1) J E Tプログラムを通じて A L T (外国人指導助手) を受け入れてはどうか。

※国から受けることができる財政措置等についても言及する。

【答弁】

2、本市における J E Tプログラムの活用についての (1) についてお答えいたします。

本市では、現在 1 名の A L T を配置し、各校園において学期に 1 ～ 2 回程度 A L T を活用した授業や活動を行っております。具体的な活用場面といたしましては、小学校では、パターンの決まった会話場面における英語でのやりとりや発音に関する指導、中学校では、即興的なやりとりにつながるような会話場面等で A L T を活用した学習を行っております。

議員ご提案の J E Tプログラムにつきましては、財政支出を抑えた形での A L T 雇用につながることや、常勤での任用であることから、子どもたちが休み時間や昼食時間を含めた様々な場面で日常的にネイティブの英語に触れる機会を増やし、さらなる英語教育の推進を図るうえで、効果的なものであると認識しております。また、本市立学校で実施されている英語教育の方向性からも、J E Tプログラムを活用した A L T の充実を図ることは、日常の場面と結びついた即興的なやりとりの機会の増加につながり、より一層学習効果を高めるものであると考えられます。

しかしながら、J E Tプログラムを活用するにあっては、対象となる A L T の研修はもとより、来日する際の手続きや日常生活での身の回りの世話なども受け入れ自治体の実施することとなります。特に、来日後の日常生活について、住居の確保や家財道具の搬入・搬出、電気・ガス・水道・携帯電話や銀行等の手続き、病気の際の通院の付き添い等、土日や祝日に関わらず様々なサポートが求められ

ます。そのため、すでにJETプログラムを活用している自治体では、専属の職員を配置したりコーディネーターを民間委託したりすることで対応している場合がございます。

一方で、本市教育委員会といたしましては、JETプログラムの活用によるALTの充実、英語教育の一層の充実に資するものと考えておりますことから、今後さらに進展するグローバル社会や子どもたちの将来を見据えて、JETプログラムの活用について調査研究し、英語力の向上に向けた取組みを進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。